



# 山形県公報

令和7年8月26日(火)  
第633号  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米戦略推進課) ……891
- 地域登録検査機関の登録の更新……………(同) ……893
- 山形県資源管理方針の変更……………(庄内総合支庁水産振興課) ……894
- べにずわいがに日本海系群(知事許可水域)に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定……………(同) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(農村計画課) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(庄内総合支庁農村計画課) ……895
- 農用地利用集積等促進計画の認可……………(農村整備課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会8月定例会の招集……………896

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(建設企画課) ……同

## 告 示

### 山形県告示第610号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年8月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
農事組合法人エバーグリーン  
理事 八 畝 孝 弘  
最上郡鮭川村大字川口字上大淵806番地
- (2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
山科 孝徳 玄米	同 左	国内産農産物に限る。	令和7年7月25日
梅津 亮 玄米			

- 2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 農事組合法人山形おきたま産直センター  
 代表理事組合長 渡沢 寿  
 南陽市漆山1068番地

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
近野 肇 玄米	同 左	国内産農産物に限る。	令和7年7月30日
竹田 聡 玄米			
野口 博人 玄米	同 左		

- 3 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 株式会社野川ファーム  
 代表取締役社長 細谷 浩司  
 天童市万代1番2号

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
伊藤 博美 もみ、玄米	同 左	国内産農産物に限る。	令和7年7月31日
細谷 浩司 玄米	同 左		
岡崎 直人 玄米、そば	同 左		
加藤 宙 玄米	同 左		
山口 敏春 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左		
菊地 輝久 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左		
村上 大輔 飼料用もみ、玄米、そば	同 左		
阿部 久栄 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左		
吉田 政宏 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左		
堀子 陽一 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左		
管 祐一郎 飼料用もみ、飼料用玄米			
卯月 博英 玄米	同 左		
林郷 祐大 玄米、そば	同 左		
後藤 竜也 玄米	同 左		

柴田 嘉也 玄米	同 左	
鈴木 翔 玄米	同 左	
長堀 一美 もみ、玄米	同 左	
山口 大地 玄米	同 左	
梅津 和則 玄米	同 左	

**山形県告示第611号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和7年8月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 登録年月日及び登録番号  
平成17年8月19日  
48
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
有限会社佐藤米穀商店  
代表取締役 佐藤 泰生  
酒田市若竹町一丁目9番19号
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米
- (4) 登録の区分  
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域  
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
佐 藤 泰 生	玄米	国内産農産物に限る。

- 2 (1) 登録年月日及び登録番号  
平成17年9月12日  
54
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
有限会社本沢農産  
代表取締役 庄司 保  
山形市大字二位田1529番地3
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米
- (4) 登録の区分  
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域  
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	備考
伊藤幸治	玄米	国内産農産物に限る。
杉沼俊一	玄米	

**山形県告示第612号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、山形県資源管理方針を別紙のとおり変更した。  
 なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和7年8月26日

山形県知事 吉村美栄子

**山形県告示第613号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）に関する令和7管理年度（令和7年9月1日から令和8年8月末日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和7年8月26日

山形県知事 吉村美栄子

**山形県告示第614号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年8月26日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 公共測量を実施する地域  
最上郡真室川町大字及位地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和7年8月18日から令和8年3月23日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第615号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和7年8月26日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 公共測量を実施した地域  
長井市草岡地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和7年4月14日から同年7月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（用地測量）

**山形県告示第616号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営最上川下流右岸地区土地改良事業（水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年8月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営最上川下流右岸地区土地改良事業（水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型））計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
酒田市役所及び庄内町役場
- 縦覧に供する期間  
令和7年8月28日から同年9月29日まで
- その他
  - この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第617号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和7年8月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
寒河江市	1者	寒河江市大字日田字鉞台24番1

- 認可年月日  
令和7年8月19日

**山形県告示第618号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年8月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 公共測量を実施する地域  
酒田市上安町外 地内
- 公共測量を実施する期間  
令和7年8月25日から令和8年3月31日まで
- 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第10号

山形県教育委員会8月定例会を次のとおり招集した。

令和7年8月26日

山形県教育委員会  
教育長 須 貝 英 彦

- 1 招集の日時 令和7年8月27日（水） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 令和8年度山形県立中学校の入学募集について
  - (2) 令和9年度山形県立中学校入学選抜基本方針の決定について
  - (3) 山形県立特別支援学校の小学部・中学部及び山形県立中学校における令和8年度使用教科用図書の採択について
  - (4) 山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部における令和8年度使用教科用図書の採択について
  - (5) 令和8年度山形県公立学校教職員人事異動方針について
  - (6) 教職員の人事について

### 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県電子閲覧システムに係る機器等及びデータセンターの賃貸借サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年8月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
  - (2) 日時 令和7年10月6日（月） 午後2時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県電子閲覧システムに係る機器等及びデータセンターの賃貸借サービス 一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 契約締結の日から令和13年1月31日まで
  - (4) 納入場所 仕様書による。
  - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件を全て満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 令和7年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和7年1月31日付け県公報第574号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を

除く。)

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001 (ISO/IEC27001) の基準に適合することによる認証を受けていること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、仕様書等の貸出場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県県土整備部建設企画課システム開発担当 電話番号023(630)2685

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和7年9月17日（水）午後4時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月10日（水）午後4時までに山形県県土整備部建設企画課システム開発担当に提出するとともに、併せて次の書類を提出すること。この場合において、これらの書類を提出した者は、入札日の前日までに当該書類に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

イ 3の(5)に係る事項を証明する書類

ロ 2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書

(2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Lease of hardware and software and datacenter for the Yamagata Prefecture Electronic browsing System: 1 set

(2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. October 6, 2025

(3) Contact point for the notice: Construction Planning Division, Land Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630)2685